

令和 8 年度 事業計画

令和 8 年度においても、我が国を取り巻く国際情勢が不安定で、国内においても国際情勢での変化による経済への影響を受けやすいことから、今後の見通しが立たない状況となっています。また、少子高齢化の影響による人材確保の動きからシルバー人材センターの運営は、依然として厳しい状況になるものと想定がされます。しかし、本シルバー人材センターは原点である高齢化社会の支えとなるよう地域社会に根差し、誠実かつ着実に運営してまいります。

令和 8 年度においても安全安心な就業に努めます。ハラスメント防止の推進、暑さ対策、健康診断書の提出など、高齢者の誰もが安全安心に働くことができるように就業環境を整えます。次に、会員数の増員に向けハローワークにて広域で連携した PR 活動、Web 入会説明会 PR を中心に、広く市民に周知が図れるように努めます。令和 7 年度で好評であったバスツアー等イベント等も実施し、高齢者の集いの場においてシルバー人材センターの魅力発信を行います。また、新たな就業機会の開拓については、多様化する就業ニーズに応えられるように取り組みます。昨年度から始めました請負における包括契約を更に促進させながら、適正な業務を遂行し、地域の日常生活に密着した就業を目指します。

以上を踏まえまして、次の基本方針に基づき事業を実施します。

基本方針

1. 就業開拓提供事業
2. 普及啓発事業
3. 独自事業
4. 研修・講習会事業
5. 調査研究事業
6. 相談事業
7. 安全・適正就業推進事業
8. 職業紹介事業
9. 労働者派遣事業

1. 就業開拓提供事業の実施

高齢化が進展し、企業の定年が延長されるなど、新規加入会員の平均年齢が 70 歳を超える時代を迎えた中で、センターとして会員を確保し、会員の多様な就業ニーズに応えるためにもあらゆる機会を通じて就業機会の確保に努めるとともに、就業機会の拡大に向け以下の事業に取り組みます。

- ①就業機会開拓推進員を活用し、80 歳からでも働ける職域等、新規事業所の開拓を進めます。
- ②毎月「就業情報」を発行し、未就業会員に対して就業機会の提供を行います。
- ③ワークシェアリング、ローテーション就業を推進します。
- ④発注者のニーズにより請負・委任事業、包括的契約に係る事業、職業紹介事業、労働者派遣

事業など多様な就業形態を提案し、就業機会の拡大に努めます。

- ⑤介護保険など国の制度上におけるサポートしきれない家事等業務について発注者のニーズに応えるよう取り組みます。また、高齢者施設等の就業にも努めます。
- ⑥入会案内を回覧板や広報版に掲示、チラシ配布、ポスターを掲示し会員拡大に努めます。
- ⑦新たな職域を開拓し、多彩な就業先を提示することでミスマッチの減少に努めます。

2. 普及啓発事業の実施

センターの活動内容・事業趣旨等を幅広く理解していただき、会員の拡大に繋げるため、以下の事業を実施します。

- ①リーフレット、パンフレット、会報「シルバー羽曳野」、ホームページ、市広報紙等あらゆる媒体を活用し、啓発活動に努めます。
- ②10月の普及啓発促進月間中に「シルバーの日」を設け、市主催のボランティア活動やイベントに参加・協賛し、PRを実施します。
- ③友人や近所の方に入会を呼びかける「1会員1紹介運動」に取り組みます。
- ④会報「シルバー羽曳野」を市内公共施設16か所に配架し、PRに努めます。
- ⑤市内の高齢者を対象に無料の講習、講座、公演等イベントを企画しPRに努めます。
- ⑥ホームページやSNSで入会案内、イベント等、情報を発信しPRに努めます。
- ⑦ハローワークにおけるPR活動を実施します。

3. 独自事業の実施

多様な就業機会提供の取り組みの一環として、以下のセンター独自事業を実施します。

- ①自転車リサイクル事業
- ②腐葉土製造・販売事業
- ③シルバー農園事業
- ④貸農園事業

4. 研修・講習会事業の実施

センターの利用を促進し事業拡大に繋げるためには、会員の技能や知識の向上を図り発注者の満足度を高める必要があるため、研修や講習会を実施します。

5. 調査研究事業について

事業の拡充や円滑な運営を図るため、必要に応じ調査研究を行います。

6. 相談事業について

未就業を理由とした退会を抑制するため、以下の取り組みを進めます。

- ①毎月2回未就業者相談を実施し、就業機会の提供に努めます。
- ②女性会員の職域拡大のため、女性就業拡大推進員による女性のつどいの開催や就業相談等を実施します。

7. 安全・適正就業推進事業について

就業中や就業途上の事故予防及び安全就業に対する意識の向上を推進するため、以下の取り組みを実施します。

- ①会員自ら自身の健康管理に積極的に取り組んでいただくよう、健康に関する啓発を行います。
- ②就業途上の事故防止に対する取り組みを進めます。
- ③就業中の事故防止に対する取り組みとして、就業器具の自主点検や安全保護具の着用促進など、安全就業に対する自覚を促します。
- ④安全標語を募り、「事務局だより」に掲載し安全就業を呼びかけます。
- ⑤安全委員会を定期的に開催し、安全対策について検討します。
- ⑥就業会員に対して、「安全就業ハンドブック」の携帯を呼びかけます。
- ⑦安全パトロールを実施し、安全就業を呼びかけます。
- ⑧安全就業に対する自覚を促すため安全講習を実施します。

8. 職業紹介事業について

法に基づく有料職業紹介事業を行い、臨時的・短期的な就職を斡旋します。

9. 労働者派遣事業について

- ①適正就業の推進等必要に応じ、臨時的・短期的な労働者派遣事業を実施します。
- ②就業機会の拡大を図るため、労働者派遣事業に取り組みます。

10. 自主運営体制の充実及び就業体制の強化について

- ①担当部会を開催し各部門の事業について検討します。
- ②全部会会議を開催し、部会間の連携を密にし、効率的な活動を行います。
- ③近隣センターとの連携や調整を図り、広域的な就業機会の開拓・情報収集に努めます。
- ④会員の自主・自立的な就業・【接遇・マナー・人権・ハラスメント研修】を実施し、質の向上を目指します。
- ⑤全シ協・近シ協・大シ協・中部シ協の各協議会と連絡調整を行い、各研修会等に参加し相互研鑽に努めます。
- ⑥他のシルバー人材センターにおける先進的な取り組みの情報を得る等して事業の拡充に努めます。